

一般社団法人日本ロボット学会会費入会金細則

2011年3月29日総会議決

2012年9月18日総会議決

2017年3月22日総会議決

(目的)

第1条 本細則は、本会定款第7条に基づき、会費及び入会金の額及び納入のしかたを定める。

(会費)

第2条 会員は、年度ごとに次の会費を前納しなければならない。

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 正会員 | 10,000 円 |
| (2) 名誉会員 | 免除 |
| (3) 終身会員 | 免除 |
| (4) 学生会員 A | 4,000 円 |
| (5) 学生会員 B | 2,400 円 |
| (6) 賛助会員 1 口 | 80,000 円 (1 口以上) |
| (7) 準会員 | 2,000 円 |

2 新入の会員は、入会当初に当該年度分の会費を納入しなければならない。

3 第1項記載の学生会員 A に対しては学会誌を配付し、学生会員 B に対しては学会誌を配付しない。

(入会金)

第3条 正会員の入会にあたっては1,000円の入会金を納入しなければならない。

(規程の改廃)

第4条 この細則の改廃は、庶務理事・財務理事が提案し総会の承認を得て行う。

附則

(実施期日)

1. 本細則は「一般社団法人日本ロボット学会」の登記の日から施行する。
2. 本細則は2012年9月18日に改定し、2013年1月1日より実施する。
3. 本細則は2017年3月22日に改定し、2018年1月1日より実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会会費入会金細則」の正文であることを確認する。

2017年3月22日

署名

印